

個別需給給水 契約のご案内

もも
チヨイス100

岡山市水道局

はじめに

岡山市水道は明治38年に創設し、平成17年に通水100周年を迎えました。ここに、より一層お客さまの立場に立ち、水道事業としては全国初の新しい料金制度を提案します。

個別需給給水契約制度とは

●水のご使用を抑制していただく場合があります。

渇水など非常時には、水道局が
お願いする範囲で水の使用を
抑制していただきます。

●水道水を安く提供します。

本市の給水能力の範囲内で、定
めた水量を超えて使用された
場合、低額な料金単価で水道水
を提供させていただきます。

●お客さまの水の使い方に 合せてお選びください。

申込みをご希望の方は、試算を
いたしますので、お問合せくだ
さい。

適用の要件

本契約を適用には、次の要件を満たしていることが必要となります。

- 本契約を申込み前の1年間に、2か月で約6,000 m³以上の使用実績がある。
- 用途が一般用である。
- 料金の特例の適用を受けていない。

(特例とは、連合使用者、各戸検針及び各戸徴収)



契約期間

- 契約期間は、契約が成立した日以降、最初の検針日からその年度の末日（3月31日）です。
- 契約期間満了に先だって給水契約の廃止又は変更がない場合は、期間満了後も1年ごとに同一条件で継続します。
- 本契約の解除を希望される場合は、契約期間満了の1か月前までにお申し出ください。



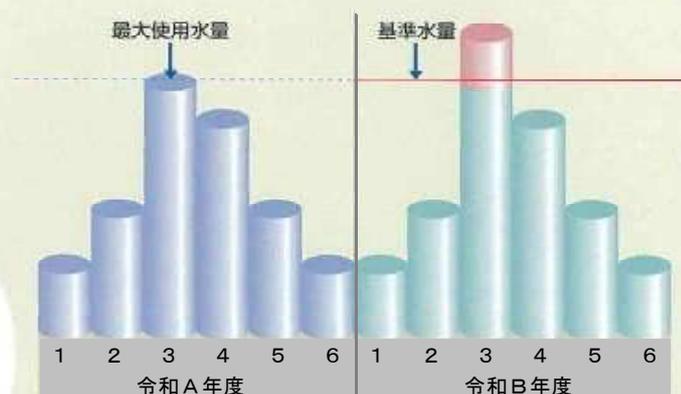
基準水量の設定

- 基準水量は、本契約の適用を希望する前1年間の使用実績から、最大使用水量を基に算定します。
- 漏水等により、最大使用水量が増加している場合は、過去の使用実績等により算定します。
- 基準水量は、契約の更新にあたって、特段の事情のない限り変更しません。

計算方法は

2か月あたりの基準水量＝最大使用水量×(60日÷実検針日数)(100m³未満切捨て)

1日あたりの基準水量＝基準水量÷60日(10m³未満切捨て)

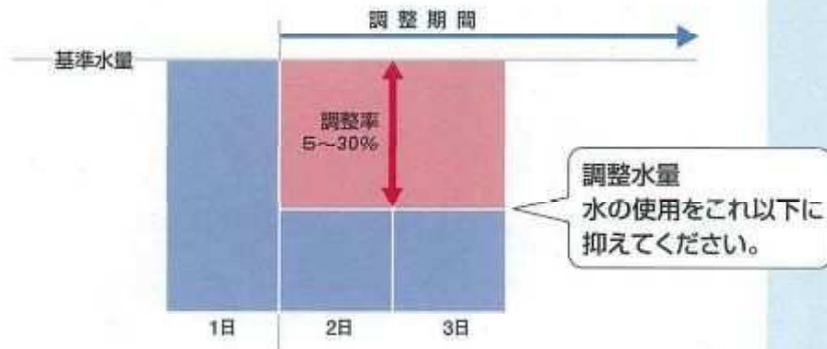


調整期間

調整期間とは、本契約をお申込みいただいたお客さまに、湯水など非常時に、水の使用を抑制していただく期間です。

調整水量

調整水量とは、お客さまに調整期間中水の使用を抑制していただくための水量です。5～30%の範囲で基準水量から減量した水量を一日単位で設定します。なお、調整水量を超えて使用された場合は、超えた水量分について、通常より高い単価の料金を加算させていただきます。



使用水量の抑制お願い

お客さまに使用水量の抑制をお願いする場合は、調整開始の2日前までに調整期間、調整水量を通知します。なお、調整水量は需給状況に応じて変更する場合があります。

水道料金について

●基準水量を超えて使用した水量は、単価が **70円** になります。

一般用		個別需給給水契約	
水量	単価	水量	単価
100m ³ まで	170円	100m ³ まで	170円
100m ³ を超え～600m ³ まで	195円	100m ³ を超え～600m ³ まで	195円
600m ³ を超える水量	216円	600m ³ を超え～基準水量まで	216円
		基準水量を超える水量	70円

調整水量設定後、
調整水量を超えた水量1m³につき430円

(2か月当たり)

水道料金の計算例（1期分、2か月）

① 通常の場合

水道メーターの口径が100ミリ、使用水量が9,000m³、
基準水量が8,000m³で使用の場合はこのようになります。

	基本料金	給水料金	消費税	水道料金
一般用	48,300円	1,928,900円	197,720円	2,174,920円
個別契約	48,300円	1,782,900円	183,120円	2,014,320円

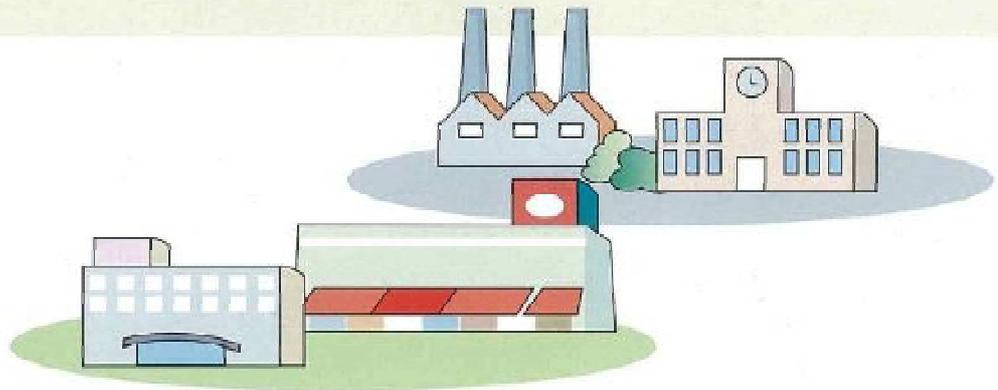
160,600円お得になります。

② 調整期間の場合

水道メーターの口径が100ミリ、使用水量が9,000m³、基準水量が
8,000m³、調整期間が10日間、調整率5%、調整水量を超えた水量が
260m³で使用の場合はこのようになります。

	基本料金	給水料金	加算料金	消費税	水道料金
調整なし	48,300円	1,782,900円	—	183,120円	2,014,320円
調整あり	48,300円	1,782,900円	55,640円	188,684円	2,075,524円

61,204円お高くなります。



水道メーターの点検

- 通常時は、2か月ごとに水道メーターを点検します。
- 調整期間中の計量については、調整期間の開始日と終了日に水道メーターの点検を行います。なお、その間は毎日均等に使用したものとみなします。
- 水道メーターの点検時に水道料金等をお知らせしておりますが、本契約適用のお客さまについては、後日ハガキでお知らせします。

契約の解除

次の場合には、契約が解除になる場合があります。

- 水道の使用者名義を変更するとき。
- 水道の使用を廃止するとき。
- 水道料金が滞納となったとき。



お申し込みについて

- 個別需給給水契約申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。郵送でのお申し込みも可能です。

●お申し込みは…

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1-1

岡山市水道局営業課まで

- 申込書は、岡山市水道局営業課及び各営業所の窓口にあります。また、ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

岡山市水道局ホームページ：<http://www.water.okayama.okayama.jp/>

- お申し込み後、審査のうえ適用が決定となりましたら、決定通知書を送付させていただきます。

その他

- 審査の結果、契約をお断りすることがあります。

個別需給給水契約に関する

Q&A

Q1

最大使用水量を基準水量にするのはなぜ？

A1
お客様の経済活動などが活発に展開されるよう応援するため、過去1年間の最大使用水量を一つの指標として基準水量に設定させていただきます。

Q2

渇水の際に、水の使用を抑制できないと契約できないですか？

A2
契約はできますが、調整水量を超えて水を使用されたときは、その水量については、高い単価の料金を加算させていただきます。

Q3

この契約を解除するとどのようになりますか？

A3
水道の使用を中止される場合は、清算の手続きをさせていただきますが、継続して使用される場合は、一般用の給水契約に戻ります。

Q4

水道の使用実績が、6,000m³未満に減った場合はどうなりますか？

A4
基本的には、適用要件を満たさないこととなりますが、減少した水量の幅、今後の使用計画等について、ご相談ください。

個別需給給水契約に関するお問合せは

岡山市水道局営業課

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1-1

TEL ● 086-234-5919

FAX ● 086-221-8473

E-Mail ● eigyou@water.okayama.okayama.jp



R100
www.okayama-city.jp